

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
1	3月22日	7月9日	7月31日	観光	訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し	<p>【具体的内容】 観光立国の実現に向け、訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直しをさらに進める。特に、中国人観光客に対する個人観光査証については、東北三県数次査証の東北六県への拡大、次いで全国を対象とした数次査証を導入すべきである。</p> <p>【提案理由】 訪日外国人観光客に対する査証制度では、中国人観光客については、2009年7月から申請人が一定の要件を満たす場合には個人観光査証が発給されるようになった。また、2011年7月より沖縄を訪問する個人観光客に対して、3年間で有効な数次査証(1回の滞在期間は90日以内)が発給されるようになった。 「日本再生戦略(2012年7月閣議決定)」では、観光立国の実現に向け、2016年に訪日外国人旅行者を1,800万人、2020年初めまでに2,500万人とする目標掲げ、「東アジアを始めたとする新興国からの訪日客に対する査証発給要件の見直しに取り組む」としている。そのためにもわが国の訪日旅行促進事業の重点市場・有望市場を中心にスピード感をもって着実に進めるとともに、最重点市場の1つである中国については、沖縄で実績を挙げている個人観光客を対象とした数次査証を、震災復興支援の観点から東北六県、さらには「日本再生戦略」の目標達成に向け全国へと拡大することが不可欠である。</p>	日本経済団体連合会	外務省、警察庁、法務省	検討	外務省設置法	<p>これまでの中国人やASEAN諸国等に対する査証緩和措置を行ってきています。なお、中国人向け沖縄数次査証及び東北三県数次査証については、それぞれ「沖縄復興」、「震災復興」という政府の方針に基づいて決定された措置であります。これらの数次査証を取得し、1回目の訪日中に沖縄又は東北三県のいずれかを訪問しさえすれば、3年間、日本のいずれの地域も訪問できることになっております。</p>	<p>今後の更なる査証緩和については、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、観光立国の実現に向けた必要性や治安等への影響もよく考慮して検討していきます。</p>
2	4月23日	6月6日	7月31日	観光	「強制水先制度」の緩和	<p>瀬戸内海エリアなど、一定海域を一定基準以上の船舶が航行するためには、水先法により水先案内人の乗船が義務付けられているが、その費用が高額なため、外国客船は瀬戸内海の航行を避けるケースがみられる。観光振興のため、安全性に配慮しつつ制度の緩和を検討されたい。また、同様に、海上交通安全法にある夜間航行規制についても緩和を検討されたい。</p>	大阪商工会議所	国土交通省	対応不可	<p>(強制水先の緩和) 水先法は、船舶交通の安全確保等を目的としており、船舶が航行する上で危険な水域を対象に、その水域事情に精通した船舶航行の専門家として免許を受けた水先人の乗船を義務付けているものです。</p> <p>(海上交通安全法関係) 海上交通安全法第23条より海上保安庁長官は船舶交通の危険を防止するため、航行予定時刻の変更等、巨大船(長さ200メートル以上の船舶)等の運航に關し、必要な事項を指示することが出来ることとされています。</p> <p>これに基づきまして、備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路及び水島航路の巨大船の航行については、昼間に航行すること、また、来島海峡航路の巨大船の航行については、昼間の潮流時又は朝晩潮時に中水運を航行することとしております。</p>	<p>(強制水先の緩和) 瀬戸内海は、西日本の経済活動を支える海上交通の要衝であり、漁船やプレジャーボートを始め、フェリーやタンカーなど多様な船舶の交通量が非常に多い上、多くの島しょや浅瀬等により船舶の通航可能な水面も狭く、また、潮流も強いこと等から、世界的な交通の要所として有名な水域です。</p> <p>瀬戸内海の強制水先については、最も交通の難所であり、万が一の事故により航路が閉塞するおそれのある明石海峡、備讃瀬戸及び来島海峡のみに限定しています。強制水先は、欧米諸国やアジア諸国を含め世界的に実施されている制度ですが、わが国の場合は、世界的に最も必要最小限の範囲に留めた設定と既にしています。客船乗客の人命や財産のみならず、水域全体の安全、経済活動等を確保するためにも、現時点では、強制水先の緩和は困難です。</p> <p>(海上交通安全法関係) 備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路及び水島航路は、複数の航路が交差した形状であるほか、通航船舶が夜間に増加する傾向にあり、統計から、夜間に海難が多発している傾向にあることから、操縦性能の悪い巨大船が新たに夜間航行することになれば、衝突事故等発生の際に高まるおそれがあります。また、来島海峡航路は、湾曲した形状で見通しが悪い航路であり、潮流も強く、統計から、夜間に海難が多発している傾向にあることから、操縦性能の悪い巨大船が新たに夜間航行することになれば、衝突事故等発生の際に高まるおそれがあります。</p> <p>以上のことから、現時点においては、ご提案の内容に対応することは困難と考えております。</p>	
3	5月15日	6月6日	7月31日	観光	観光遊覧船や艦形船などの新航路開設手続きの簡略化と航行プランの自由度拡大	<p>国際空港に近いなどの立地特性を活かし、インバウンドを含めた観光客の拡大を図るため、観光遊覧船や艦形船等の新航路開設手続きを以下のとおり見直しとす。</p> <p>① 現行：許可制 ⇒ 届出制</p> <p>② 魅力的な航行プランを立てられるよう航行ルートや航行日数の自由度を高めること。</p> <p>③ 本意の関連事項として、瀬戸内海エリアなど船舶が混雑し地形や水路が複雑で気象や潮流の状況が厳しい全国11の水域では、海上交通の秩序を維持するため、水先法により一定基準以上(瀬戸内海では1万総トン以上)の船舶に対し水先案内人の乗船が義務付けられているが、その費用が高額で、観光目的の外国客船などが瀬戸内海航行を避けるケースがみられるため、安全性に配慮しつつ総トン数の引上げもあわせて検討すること。</p> <p>④ 同様に、瀬戸内海エリアにおいては長さ200m以上の船舶は昼間の航行しか認められていないため(海上交通安全法第23条、同法施行規則第15条に基づく巨大船等に対する指示)、安全性に配慮しつつ夜間航行も可能にするようあわせて検討すること。</p>	日本商工会議所	国土交通省	対応不可	<p>①②については、「旅客不定期航路事業」とは、「旅客定期航路事業」と同様一定の航路に旅客船(旅客定員13名以上)を就航させて人の運送を主とするものであり、「旅客定期航路事業」と同様輸送施設の適応性、安全面からの事業計画の適切性、事業遂行上の適切な計画性、事業遂行できる能力の適格性、船舶交通の安全性の基準を審査することが必要です。このため、許可制を届出制に移行することは困難です。</p> <p>③について、瀬戸内海は、西日本の経済活動を支える海上交通の要衝であり、漁船やプレジャーボートを始め、フェリーやタンカーなど多様な船舶の交通量が非常に多い上、多くの島しょや浅瀬等により船舶の通航可能な水面も狭く、また、潮流も強いこと等から、世界的な交通の難所として有名な水域です。</p> <p>瀬戸内海の強制水先については、最も交通の難所であり、万が一の事故により航路が閉塞するおそれのある明石海峡、備讃瀬戸及び来島海峡のみに限定しています。強制水先は、欧米諸国やアジア諸国を含め世界的に実施されている制度ですが、わが国の場合は、世界的に最も必要最小限の範囲に留めた設定と既にしています。客船乗客の人命や財産のみならず、水域全体の安全、経済活動等を確保するためにも、現時点では、強制水先の緩和は困難です。</p> <p>④について、備讃瀬戸東航路、宇高東航路、宇高西航路、備讃瀬戸北航路、備讃瀬戸南航路及び水島航路は、複数の航路が交差した形状であるほか、通航船舶が夜間に増加する傾向にあり、統計から、夜間に海難が多発している傾向にあることから、操縦性能の悪い巨大船が新たに夜間航行することになれば、衝突事故等発生の際に高まるおそれがあります。また、来島海峡航路は、湾曲した形状で見通しが悪い航路であり、潮流も強く、統計から、夜間に海難が多発している傾向にあることから、操縦性能の悪い巨大船が新たに夜間航行することになれば、衝突事故等発生の際に高まるおそれがあります。</p> <p>以上のことから、現時点においては、ご提案の内容に対応することは困難と考えております。</p>		
4	5月15日	6月6日	7月31日	観光	観光によるまちおこしのため旅行業登録を行う際に必要となる営業保証金の免除	<p>地域の観光資源を活用し、観光による新たなまちおこしに取り組む動きが各地にあるが、例えばモニターツアーを開催して観光客を誘致する場合などで、旅行者の登録が必要となる。こうした手続を行う際に必要となる営業保証金を免除すること。</p>	日本商工会議所	国土交通省	対応不可	<p>旅行者の債務不履行の際に消費者を保護することを目的として、旅行者の取捨金額等に応じた一定の金額を営業補償金として供託することを義務付けているものです。</p>	<p>旅行業法第6条第1項第8号 第8条第1項 旅行業法施行規則第3条第7条</p>	<p>営業保証金を免除することは消費者保護の観点から困難です。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
5	5月15日	6月6日	7月31日	観光	観光客の回遊性向上等のための小型特殊車両にかかる基準等の見直し	観光客等の回遊性向上や交通弱者対策を図るため、安全性が確保された低速の乗合小型車両(電動カート等)を、法令上の小型特殊車両として位置づけるよう保安基準等を見直すこと。	日本商工会議所	警察庁 国土交通省	観光客等の回遊性向上や交通弱者対策にも資する新たなカテゴリーの乗り物の普及等のため、平成25年1月に保安基準等の一部の緩和を行うことができる制度(超小型モビリティ認定制度)を創設したところです。 (http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr1_000043.html)	現行制度下で対応可能	道路交通法施行規則第2条 道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示第1条第5号	前述のとおり、平成25年1月に保安基準等の一部の緩和を行うことができる制度を創設したところです。ご提案の車両(電動カート)が本認定制度の対象車両に該当するか等は地方運輸局へご相談下さい。
6	5月15日	6月6日	7月31日	観光	特別史跡を活用した国際観光拠点化のための現状変更の制限に関する許可基準の緩和	国内観光のみならず訪日外国人客を増加させるため、民間の自由な発想と活力により、特別史跡など歴史的文化的な資産を有効活用して国際観光拠点として整備することができるよう、文化財保護法における特別史跡の現状変更の許可基準を緩和すること。	日本商工会議所	文部科学省	国内外の多くの人々に、特別史跡等の文化財に関心を持ってもらうことは極めて重要と考えます。特別史跡等において現状を変更する際には、文化庁長官の許可が必要ですが、そのための基準に関して、それぞれの特別史跡等において、地元自治体を中心に「保存管理計画」を作成することを奨励しています。「保存管理計画」では、文化財としての「保存管理」のみならず、「整備活用」「運営及び体制整備」を重視しています。そして、史跡内の土地を、遺構の分布や土地利用の方法に基づいて地区分けし、それぞれの地区の特性に基づいて、現状変更の基準を明らかにし、整備活用を進めることができます。なお、文化財保護法施行令第5条第4項第1号は、事務の簡素化を目的として、文化庁長官の現状変更許可権限の一部を地元自治体に委譲することを規定しています。許可権限が文化庁にある場合と、自治体に委譲されている場合とは、窓口は市町村教育委員会である点で同じであり、申請者における手続きに違いはありません。	現行制度下で対応可能	文化財保護法第125条、153条第2項 文化財保護法施行令第5条第4項第1号	文化庁では、特別史跡等の活用を推進するため、地元自治体を中心とした「保存管理計画」の作成を推進しています。「保存管理計画」では、史跡内の土地を、遺構の分布や土地利用の方法に基づいて地区分けし、それぞれの地区の特性に基づいて、現状変更の基準を明らかにし、整備活用を進めようとするものです。最近でも「多賀城跡」(平成23年)や大坂城跡(平成25年)といった特別史跡で「保存管理計画」が作成されています。引き続き、他の特別史跡等においても、そうした取組を推進し、各地の特別史跡等の状態や特色に応じて、観光を含めた活用が進むことが期待されます。
7	3月26日	7月9日	10月1日	観光	ユニバーサルデザインの観光地づくり	【具体的内容】障害者(特に車椅子利用者)の旅行環境改善のために以下の提案をする。 (1)白ナンバーでの車輛(特にリフト付車輛)を、観光にも利用できるよう規正緩和を望む。 【提案理由】北海道 摩周湖の近くでユニバーサルデザインのホテル「ビュア・フィールド風囀日」を経営している。私どものホテルを中心に地元のボランティアの仲間達と一緒に弟子屈ユニバーサルデザインプラザを立ち上げ、障害者・高齢者にも優しい観光づくりを目指して、様々な活動を行っている。現在、一番困難な課題は、観光客の移動手段である。また、広大な土地を移動する為、観光地としての移動手段は車が主流となっている。以前、福祉タクシーの会社を設立しようとしたが、維持できるだけの需要もなく、現在に至っている。そこで具体的提案にもあるとおり、白ナンバーでの車輛(特にリフト付車輛)を、観光にも利用できるよう規正緩和を望む次第である。	(有)風囀日(かぜようび)	厚生労働省、国土交通省	他人の需要に応じて有償で自動車を使用して旅客を運送する場合には、輸送の安全や旅客の利便を確保するため、原則として旅客自動車運送事業(バス・タクシー事業)の許可を取得することにより、その保有する自動車を観光に利用することができます。(ご提案にあるような車椅子での乗降装置及び車椅子固定設備等特殊な装備を施したバスを用いた輸送については、実態に応じて貸切バス・タクシー事業への参入要件を大幅に緩和(車両数1両から参入可能となります。))	検討	道路運送法	自家所有旅客運送については、その事務・権限の市町村等への移譲に係る具体的な方策について、地方分権改革有識者会議 地域交通部において、全国知事会、全国市長会及び全国町村会等の意見も伺いながら検討が進められました。当該報告書においては、自家所有旅客運送に係る事務・権限について、希望する市町村に対して移譲することを基本とするとともに、地域の裁量を可能な限り拡大する観点から必要な措置を検討することが盛り込まれました。この報告書を踏まえ、国土交通省では、運送の種別ごとに限定されている旅客の範囲の拡大を含め、意欲ある地方公共団体が地域の実情に応じた自家所有旅客運送を実現することができるよう具体的な措置を検討することとしています。
8	7月26日	8月22日	10月1日	観光	簡易宿所(一般の民宿)の床面積基準の特例の対象拡大	現在農林漁業者に限り認められている、民宿を営業する際の床面積基準等の特例について、対象を拡大する。 【支障事例】宿泊に田舎体験を取り入れるニーズは高まっているが、非農林漁業者による田舎体験民宿は開設できない。また、四国八十八箇所(の礼所)周辺での小規模な民宿(へんろ宿)の開設についても認められない。	愛媛県	厚生労働省	旅館業法施行令第1条第3項第1号は、簡易宿所営業の施設の構造設備の基準として、客室の延床面積が33平方メートル以上であることを規定しています。ただし、農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿営業を営む施設については、現に農林漁業者として自らその家族が暮らし生活の場で宿泊者と生活をともにするため、衛生面や安全性の面で一定の質が確保されると見込まれること、さらに自宅を改修することは生活への支障が大きいということなどに鑑み、旅館業法施行令第1条第3項第1号の基準は適用しないものとされています。	対応不可能	旅館業法施行令第1条第3項第1号及び第2条、旅館業法施行規則第5条第1項第4号及び第2項	旅館業法施行令第1条第3項第1号の客室の延床面積の基準は、簡易宿所営業の施設に最低基準として求めているものです。ご提案の「非農林漁業者による田舎体験民宿」や「四国八十八箇所の礼所周辺での小規模な民宿(へんろ宿)」については、他の旅館施設と営業形態が異なるものではないことから、衛生や安全の確保のため、簡易宿所営業に適用される客室の延床面積の基準を遵守して営業していただきたいと考えます。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
9	10月3日	12月6日	12月25日	観光	ビザ免除・発給要件の緩和	東南アジア、インド、ロシアの観光客に対する観光ビザの免除・発給要件の緩和(インド、ロシアについても隣国韓国並みにビザ発給要件を緩和すること)	(一社)九州経済連合会					
10	10月3日	12月6日	12月25日	観光	ビザ発給の適用対象地域の拡大	中国人個人観光の数次ビザ(査証)発給の適用対象地の拡大(海外からの旅行需要として今後有望な市場である中国人観光客を取り込むため、2011年7月より沖縄、2012年7月より延手、宮城、福島3県を対象に数次ビザの発給が開始された。九州は中国に近接した地域であり、早期に数次ビザ発給を九州全域を加えること)	(一社)九州経済連合会					
11	10月16日	12月6日	12月25日	観光	訪日外国人観光客に対する査証発給要件の緩和・見直し	<p>【要望の具体的内容】 観光立国の実現に向け、訪日外国人観光客への査証発給要件の緩和・見直しをさらに進める。今後訪日旅行の高い伸びが見込まれ、また、2013年に友好協力40周年を迎えたASEAN諸国については、2013年夏のタイおよびマレーシア向けのビザ免除、ベトナムおよびフィリピン向けの数次ビザ化、インドネシアの数次ビザに係る滞在期間延長に加え、対象国の拡大を含めてさらなる措置を検討すべきである。また、中国人個人観光客向けには、東北3県数次ビザを東北6県に拡大、次いで全国を対象とした数次ビザを導入すべきである。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ ASEAN諸国については、2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、タイおよびマレーシア向けのビザ免除、ベトナムおよびフィリピン向けの数次ビザ化並びにインドネシアの数次ビザに係る滞在期間の延長が2013年7月より実施された。また、中国については、2011年7月より沖縄を訪問する個人観光客、2012年7月より東北三県を訪問する個人観光客に対して、沖縄復興・震災復興の観点から数次ビザが発給されている。</p> <p>＜要望理由＞ 観光分野でも国際競争が激化する中、訪日外国人旅行者数を2030年に3,000万人超とするという「日本再興戦略」で掲げた目標を達成し、観光立国を実現するためには、治安や受入れ体制の強化等に配慮しつつも、近隣諸国を上回る思い切ったビザ要件の緩和が必要である。また、中国人個人観光客については、数次ビザの対象を東北3県から6県に、さらには全国に拡大することで、観光客の誘致がしやすくなる。</p> <p>＜要望が実現した場合の効果＞ より多くの観光客、特に消費意欲の高い中国人個人観光客に求日してもらえるよう、現在沖縄・東北3県に限定されている数次ビザの対象地域を拡大することが、震災復興、さらには観光立国による経済成長の大きな足がかりとなる。また、観光による人的交流の拡大は、相手国・地域との友好関係の基盤の強化につながる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	警察庁、法務省、外務省	これまでにも中国人やASEAN諸国に対する査証緩和措置を行ってきています。なお、中国人向け沖縄数次査証及び東北三県数次査証については、それぞれ「沖縄復興」、「震災復興」という政府の方針に基づいて決定された措置でありましたが、これらの数次査証を取得し、「回目的訪日中に沖縄又は東北三県のいずれかを訪問しさえすれば、3年の間の日本いずれの地域も訪問できることになっております。また、ASEAN諸国に対しては、ご提案の具体的内容に記載の査証緩和に加え、カンボジア及びラオス国民に対し、本年11月18日より短期滞在数次査証を導入しております。	検討を予定	外務省設置法	今後の更なる査証緩和については、各国との二国間関係をめぐる状況を踏まえつつ、観光立国の実現に向けた必要性や治安等への影響もよく考慮して検討していきます。
12	10月3日	12月6日		観光	クルーズ観光を取り巻く環境の整備(1)	クルーズ船観光客への入国審査手続き(CIQ)の迅速化 下船後の滞在時間を確保するため、国は昨年6月から入国審査の簡略化、並びに審査体制の強化を開始している。この取組について、今後とも継続して実施すること。	(一社)九州経済連合会	法務省	対応	出入国管理及び難民認定法第14条	観光立国の実現に資するため、引き続き、大型クルーズ船の乗客に対する出入国審査の円滑化を図ることとしています。	
13	10月16日	12月6日	12月25日	観光	第三種旅行業が取扱う企画旅行の実施範囲の拡大	<p>【要望の具体的内容】 第三種旅行業が取扱う募集型企画旅行(バックツアー)の実施範囲を現在の隣接市町村等から隣接都道府県等まで拡大する。</p> <p>【規制の現状と要望理由等】 ＜規制の現状＞ 現在の旅行業法施行規則では、旅行業の種類を第1種、第2種、第3種、地域限定の4種に分けていて、取扱うことができる募集型企画旅行(バックツアー)の実施範囲は、第1種は海外まで、第2種は国内まで、第3種と地域限定はともに国内の営業所のある市町村とその隣接市町村に限定されている。</p> <p>＜要望理由＞ 交通網の発達により旅行者の一日の行動範囲が広域化しており、旅行者が求めるいわゆる着地型旅行(地域(着地)側の事業者が主体となって提供する地域の観光資源を基にした旅行商品や体験プログラム)も隣接する都道府県にまで広がることある(例、伊勢(三重県)と熊野(和歌山県)を結ぶ熊野古道伊勢路)。着地型旅行を提供する事業者を増やすため、2013年6月には取り扱う旅行の範囲を全て隣接市町村に限定し、その代わりに必要とされる営業保証金や基準資産の額も第三種より引き下げられた地域限定旅行業が創設されたが、隣接市町村より広い範囲の着地型旅行の提供の機会の充実を図り、また地域限定と第三種との差別化を図るためにも、第三種の提供できる募集型企画旅行の範囲を隣接都道府県まで拡大すべきである。</p> <p>＜要望が実現した場合の効果＞ 観光立国の実現に向け、旅行者が選択できる着地型旅行の幅が拡大するとともに、地域に根差して魅力的な着地型旅行を提供する事業者の競争力が強化される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	国土交通省	第三種旅行業者が取り扱うことのできる募集型企画旅行の範囲は、営業所の存する市町村の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域内で実施されるものに限定されています(旅行業法施行規則第一条の二第三号)。	現行制度下で対応可能	旅行業法施行規則第1条の2	ご提案の内容は、第二種旅行業者が着地型旅行商品を作成・販売することで対応可能です。第三種旅行業者の業務範囲拡大については、消費者保護の観点から設定されている第三種旅行業の営業保証金額・基準資産額の引き上げなどについても考慮する必要があります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
14	10月30日	12月24日	3月31日	観光	古民家活用のための旅館業法などの規制見直し提案	<p>地域資源の保全と活用を目的とした「古民家活用と旅館業法などの規制見直し」についてご提案いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>群馬県内で古民家(居住中、空き家とも)を修復しながら都市と交流する活動を行っています。</li> <li>今後、修復した古民家を活用するために、これらをNPOなどの法人で一括管理し、宿泊施設等に活用したいと考えています。</li> <li>古民家の中には小さい家も存在するため、旅館業法などの規制により、宿泊施設として活用できない例が多くあります。また、古民家が建築された技術や時代背景から、現在の規制にそぐわない間取りや設備となっているため、規制に即したリフォームを加えると、当時の生活が再現できなくなります。また、費用も膨大です。</li> <li>典型例として、トイレが野外にある場合です。当時の衛生面や匂いなどから家の外にあるのです。今も昔も、夜、トイレに行くのが恐いのです。トイレに行く際、誰かに付き添ってもらう経験は、参加者に農村生活を伝える象徴的なもののひとつです。子どもたちの記憶には、しっかりと刻み込まれます。そこから当時の生活や不便さへの理解が始まります。</li> <li>当地域も、高齢化と核家族化が進んでいることから、10年後には空き家やひとり暮らしの家庭が多数発生するのは明らかで、今からその対応を行うことが必須と考えています。組内では「〇〇さんは空き家になる」とははっきりわかっているのです。</li> <li>同じような課題を抱える地域も多いと思います。空き家を法人が管理し、宿泊施設や飲食施設として活用する際には、制度面、規制面で柔軟な対応をお願いしたく、ここにご提案申し上げ、ご検討いただきたく存じます。</li> </ul>	民間団体	厚生労働省	旅館業を営業者は、都道府県知事等の許可を受けが必要があり、旅館業法施行令及び条例で定める構造設備基準に従わなければなりません。	現行制度下で対応可能	旅館業法第3条第1項、第2項、旅館業法施行令第1条第5条の2	旅館業の施設の設備構造基準については、旅館業法においては基本的事項を定めているが、具体的な取扱いは、都道府県等の条例に委ねられており、都道府県等が地域の実情に応じて対応することは可能な仕組みとなっています。